

## 定 款

### 第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、セントラルフォレストグループ株式会社と称し、英文では、C e n t r a l F o r e s t G r o u p , I n c . と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次項以下に定める事業を営む会社の株式又は持分を保有することにより当該会社の事業活動を支配・管理すること及びこれに附帯関連する一切の事業を営むことを目的とする。

2 次の商品に関する販売業、輸出入業及び斡旋業

- (1) 農畜産物・水産物
- (2) 食料品・飲料品
- (3) 日用雑貨品・台所用品
- (4) 酒類・米・たばこ・塩
- (5) 医薬品及び関連製品・工業薬品
- (6) 食品加工用機械器具
- (7) 陳列用具及び包装用品
- (8) 生花・草木類・観葉植物・造花・ドライフラワー・球根・種苗・園芸用品
- (9) 書籍・文具・玩具
- (10) 化粧品
- (11) 繊維品
- (12) ペット関連製品
- (13) 商品券

3 前項各号に関連する容器、包装資材の販売及び受託販売業

4 小売業、外食産業、卸売業、製造加工業に対する商品の保管、荷役、受発注、流通加工、梱包及び配送業務の受託

5 情報システム及びソフトウェアの企画、開発、製作、指導、販売及び斡旋業

6 得意先への提供を目的とした情報の調査、収集、処理

7 物流企画・提案、物流コンサルティング及び物流システムの開発に関する業務

8 不動産の売買、賃貸借、保守管理及びこれらの仲介

9 貨物自動車運送事業、貨物利用運送事業、倉庫業、共同配送受託業務

10 経営、労務、経理、法務、総務、不動産に関する指導、情報処理及び提供サービス業、

## 定款

代行業並びにコンサルティング

- 11 介護・福祉関連事業
- 12 労働者派遣事業
- 13 小売業、外食産業及び保育施設等の経営業
- 14 各種イベントの企画、運営、実施
- 15 農海産乾物の加工及び惣菜等調理食品の製造
- 16 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
- 17 コンビニエンスストアの経営
- 18 第2項から第17項までに附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を名古屋市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由により電子公告によることができないときは、日本経済新聞に掲載する。

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、3,300万株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式数についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

## 定款

- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

### (株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

### (株式取扱規則)

第10条 当社の株主権行使の手續その他株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

## 第3章 株主総会

### (招集の時期)

第11条 当社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

### (定時株主総会の基準日)

第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

### (株主総会の招集権者及び議長)

- 第13条 株主総会は、あらかじめ取締役会で定めた代表取締役がこれを招集し、議長となる。
- 2 当該代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

### (株主総会参考書類等の電子提供措置)

- 第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部につ

## 定款

いて、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

### (決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

### (議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

## 第4章 取締役及び取締役会

### (員数)

第17条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内とする。

2 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

### (選任方法)

第18条 取締役は、株主総会において監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

### (任期)

第19条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

## 定款

る。

- 4 会社法第329条第3項の規定に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって取締役会長及び取締役社長各1名並びに取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会で定めた代表取締役がこれを招集し、議長となる。

- 2 当該代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第23条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第24条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(重要な業務執行の決定の委任)

第25条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、取締役会において決定すべき重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利

## 定款

益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。

（取締役の責任免除）

第27条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第5章 監査等委員会

（監査等委員会の招集通知）

第28条 監査等委員会は、各監査等委員がこれを招集する。

2 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

3 監査等委員会は、監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。

（常勤の監査等委員）

第29条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。

（監査等委員会規程）

第30条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

## 第6章 計 算

（事業年度）

第31条 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。

（剰余金の配当等の決定機関）

第32条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、

## 定款

法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第33条 当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。

2 当社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。

3 前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第34条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。なお、未払配当財産には利息をつけないものとする。

## 附則

第1条 変更前定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第14条（株主総会参考書類等の電子提供措置）は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条はなお効力を有する。

3 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

以上